

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
勝山市	若猪野地区	令和3年2月26日	

1 対象地区の現状

①若猪野の耕地面積	36.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.8ha
③アンケート調査等に回答した地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	24.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・生産組合(機械の共同使用)組織があるが、個人で自作している方も多い。 ・若猪野地区には、認定農業者で水稻を主とするE法人があるが、他地区の農地を耕作しているため今以上の耕作面積を受けることができない。 ・その他にも認定農業者が多数耕作しているが、若猪野地区の水稻、麦、蕎麦などの中心経営体となることが難しい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・生産組合(機械の共同使用)組織、E法人、F氏、H氏を水稻、麦、蕎麦の中心経営体として農地を集約化していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・園芸作物については、認定農業者であるC氏、D氏、G氏、I氏を中心経営体として農地を集約していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	A生産組合	水稲、園芸作物	0 ha	水稲、園芸作物	10 ha	若猪野
認農法	Bファーム	水稲、大麦	0.4 ha	水稲、大麦	0.4 ha	若猪野
認農	C	園芸作物	0.6 ha	園芸作物	0.6 ha	若猪野
認農	D	園芸作物	1.9 ha	園芸作物	1.9 ha	若猪野
認農法	E法人	水稲、園芸作物	3.1 ha	水稲、園芸作物	3.1 ha	若猪野
認農	F	水稲、園芸作物	3.9 ha	水稲、園芸作物	3.9 ha	若猪野
認就	G	園芸作物	0.2 ha	園芸作物	0.2 ha	若猪野
認農	H	水稲、大麦	2.9 ha	水稲、大麦	2.9 ha	若猪野
認農	I	水稲、園芸作物	0.9 ha	水稲、園芸作物	0.9 ha	若猪野
計	9人		13.9 ha		23.9 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・高齢化及び農機具の老朽化により農業ができなくなった農家の受け皿として、若猪野生産組合(仮称)を設立し、地区の中心経営体として農地を集約していくことができないか協議していく。